

Title	井上角五郎の朝鮮情報に関する基礎的調査
Sub Title	
Author	原田, 環(Harada , Tamaki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2019
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.35, (2018.) ,p.165- 182
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20180000-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

井上角五郎の朝鮮情報に関する基礎的調査

原 田 環

はじめに

本稿の目的は、井上角五郎（一八六〇—一九三八、戸籍上は一八五九年生まれ）が発した朝鮮に関する情報を調査することにある。

井上角五郎は福沢諭吉の門下で、一八八三（明治一六）年に福沢諭吉によって朝鮮に派遣され、一八八六年まで三年間滞在した。井上角五郎が朝鮮に赴く名目は、同行の高橋正信と同様に当初は「留学」であったが、出発にあたって、福沢諭吉から朝鮮の事情を絶えず伝えること、特別の事件があるときは特別の通信を、平常は井上角五郎の日常の日記を基にした情報を送るように申し渡された。つまり、井上角五郎は『時事新報』の

朝鮮駐在の通信員も兼ねたのである。この井上角五郎の通信を取り上げる場として『時事新報』に「朝鮮通信」欄が設けられた。⁽¹⁾後述の『交詢雑誌』に井上角五郎の朝鮮関係記事が多いのも、福沢諭吉の指示があったものと推測される。

井上角五郎が福沢諭吉に送った朝鮮情報は、『時事新報』に掲載されたものだけでもかなりの分量があり、掲載されなかったものも含めると、相当な分量であったと考えられる。この時期の福沢諭吉の朝鮮に関する言説は、井上角五郎からもたらされた情報に多分に依拠していると言えるであろう。井上角五郎は朝鮮に於ける福沢諭吉の耳目の役割を果たしたのである。

それゆえ『脱亜論』を初めとするこの時期の朝鮮に関する福沢諭吉の言説を検討するに当たっては、まず井上角五郎が発した朝鮮情報の客観的正確性を検討した上で、福沢諭吉の事実認識のあり方とその妥当性を検討し、彼の朝鮮論の評価を行うべきである。しかしながらこれまでこうした研究は行われていない。本稿は、井上角五郎が朝鮮に滞在した一八八三年から三年間を中心に、彼が発した朝鮮に関する情報を調査したものである。

1. 井上角五郎の略歴

まず井上角五郎の経歴について見ておきたい。彼の経歴は、『井上角五郎自記年譜』（私家版）に依れば以下の通りである。彼は戸籍上一八五九（安政六）年、実際は一八六〇（万延元）年に、備後国深安郡野上村（現在の広島県福山市古野上町）に、井上忠五郎・スミ子夫妻の五男一女の末子として生まれた。生家の家業は農

業であった。父・忠五郎が一八六四（元治元）年に病没した後は、母の女手一つで育てられた。

一八六七（慶応三）年、福山藩の藩儒山室汲古に師事して漢籍を学んだ。一八六八（明治元）年、山室汲古の推薦で、福山藩の藩校・誠之館に入学したが、一八七二（明治五）年の学制改革により、漢籍教育から欧米の学問に転換したため、母の指示により、誠之館を退学した。一八七三（明治六）年、村内の小学校の教員となった。一八七五（明治八）年、広島県立尋常師範学校（現在の広島大学教育学部）に入学し、一八七七（明治一〇）年に卒業。一八七八（明治一一）年、深津郡や安那郡の小学校教員となった。

一八七九（明治一二）年、同郷の小林義直を頼って上京し、数日後、紹介状もなく福沢諭吉を訪ね、福沢家の子女相手の漢文の住み込みの家庭教師（書生）として採用され、慶應義塾にも通った。この時井上角五郎は「無上の幸福」を感じたと言う。一八八一（明治一四）年、福沢諭吉の紹介で後藤象二郎の秘書となった。この年、集会条例違反の刑に処せられた。

一八八二（明治一五）年七月、慶應義塾を卒業し、慶應義塾の塾員、評議員、交詢社社員となった。この年の一二月、竹添進一郎弁理公使、牛場卓造、高橋正信、松尾三代太郎、原田一らと朝鮮に渡った。この時の井上角五郎の資格は前述したように、「留学」と「時事新報」の通信員であった。一八八三（明治一六）年一月、竹添進一郎弁理公使一行は漢城に着き、牛場卓造、高橋正信、松尾三代太郎、原田一、井上角五郎らは金玉均と朴泳孝が用意した苧洞にある邸宅に落ち着いた。同年四月、牛場卓造、高橋正信、松尾三代太郎、原田一らが帰国したが、井上角五郎は朝鮮に留まった。その後朝鮮政府の統理機務衙門顧問の清国人・馬建常が帰国したのに伴い、同年六月、井上角五郎は統理機務衙門に雇われた。統理機務衙門は、清の総理各国事務衙門をモデルに設立された開国政策と外交の機関である。このことを金玉均、朴泳孝、井上馨、福沢諭吉は喜んだとい

う。

同年十一月、統理機務衙門の中に博文局が設けられ、井上角五郎はここで、官報と新聞を兼ねた『漢城旬報』（旬刊）の刊行を始めた。当初、この刊行は牛場卓造、高橋正信らが行う予定であった。博文局からは、井上角五郎が翻訳した『万国政表』等も出版した。

井上角五郎は一八八四（明治一七）年一月三〇日付の『漢城旬報』第一〇号で、清国兵の横暴を批判した記事（『華兵犯罪』）によって筆禍事件を起こし、三月二七日付で『漢城旬報』第一六号を刊行した後、五月に日本に帰国した。その後一八八四年八月、また朝鮮に赴いた。井上角五郎はこの年の甲申政変（一八八四年二月四―六日）に関与したが、企てに失敗して、竹添進一郎弁理公使、金玉均らと日本に逃れた。一八八五（明治一八）年一月、井上馨全權大使等と共に朝鮮に渡った。三月、日本に帰国し、五月、朝鮮に再び渡った。七月、活字購入のために日本にまた帰国し、十一月、朝鮮に渡った。井上角五郎は日本と朝鮮の間を慌ただしく往復した。

一八八六（明治一九）年一月、『漢城周報』（官報兼新聞、週刊）を博文局より刊行した。『周報』では、福澤諭吉の勧めもあって漢字とハングルの混用文を公式に用いた。ハングルは姜維から学んだ。この年の四月、母スミ子の死去（同年二月）で日本に一時帰国した。その後、一月一八日、漢城を出発して朝鮮の地方視察の途に就き、同年一二月二三日に釜山に着いた。道中で見聞したことを『時事新報』に「朝鮮日誌」「朝鮮在留日誌」等として公表すると共に、国王・高宗に報告書・意見書を提出した。帰国後は、『時事新報』の記者を務めたり『交詢雑誌』の編集にあたった。

一八八七（明治二〇）年六月、移民問題に関心を抱いていた福沢諭吉の命により、訪米して移民調査に従事

し、一八八八（明治二二）年一月二日、帰国した。一八八八（明治二二）年一月二八日、福沢諭吉郎において逮捕された。同年四月二三日、予審が終結し、同年八月一日、東京軽犯罪裁判所にて官吏侮辱罪の判決（重禁固五ヶ月、罰金三〇円）を下された。これは官憲が井上角五郎を手始めにして、甲申政変の關係者として福沢諭吉、後藤象二郎らを挙げようとしたものであった。

一八八九（明治二二）年二月一日、大日本帝国憲法発布の大赦により出獄し、翌日、大同団結に参加し、大同新聞記者となった。一八九〇（明治二三）年一月、第一回衆議院議員補欠選挙に当選した。一二月の第一回帝国議会以後、一九一五（大正四）年二月―一九二七（大正六）年六月の期間を除き、一九二四（大正一三）年まで衆議院議員を務めた。一八九三（明治二六）年以降は北海道炭坑鐵道株式会社理事を初めとして、実業界でも手腕を發揮した。

一九三八（昭和一三）年九月二三日、死去。正満寺（東京都港区）に眠る。

2. 井上角五郎に関するこれまでの研究

井上角五郎に関する文献としては、次のものがある。

A. 伝記（単行書）

- ①古庄豊『井上角五郎君略伝』、井上角五郎君功勞表彰会、一九一九年、東京。
- ②近藤吉雄『井上角五郎先生伝』、井上角五郎先生伝記編纂会、一九四三年、東京。
- ③井上園子『井上角五郎は諭吉の弟子にて候』、文芸社、二〇〇五年、東京。

④『井上角五郎自記年譜』（私家版、刊行年不明）。

取り上げている時期は、①は幕末から大正期まで、②、③は幕末から昭和期までである。③は井上角五郎の孫の下の家園子の著作である。④は一八五九（安政六）年から一八九一（明治二四）年までである。

B. 関係論文・著書

①拙稿「井上角五郎と『漢城旬報』」「三千里」四〇、三千里社、一九八四年、東京。

②拙稿「井上角五郎と朝鮮——仁川まで——」、宮嶋博史・金谷徳編『近代交流史と相互認識Ⅰ』、慶應義塾大学出版会、二〇〇一年、東京。

③拙稿「翻刻・井上角五郎・今泉秀太郎の甲申政変遭難記」、崔吉城・原田環編『植民地の朝鮮と台湾——歴史・文化人類学的研究——』、第一書房、二〇〇七年、東京。

④稲葉継雄「井上角五郎と『漢城旬報』『漢城周報』——ハングル採用問題を中心に——」、『文芸言語研究（言語篇）』一二、筑波大学 文芸・言語学系、一九八七年、茨城県郡新治郡桜村。

⑤李鍊「韓国の新聞成立に果たした井上角五郎の役割」、『新聞学評論』三七、日本マスコミンケーション学会、一九八八年、東京。

⑥李銀姫「開化期朝鮮における井上角五郎の活動と朝鮮観」、『お茶の水史学』三二、読史会、一九九〇年、東京。

⑦崔碩莞「甲申政変期の井上角五郎——日本の甲申政変企図説の再検討」、『日本歴史』五三三、吉川弘文館、一九九二年、東京。後に、『日清戦争への道程』（吉川弘文館、一九九七年、東京）に収める。

⑧金鳳珍「朝鮮の開化と井上角五郎——日韓関係史の『脱構築』を促す問題提起」、『紀要（東京大学・東洋文

化研究所』一四〇、東京大学東洋文化研究所、二〇〇〇年、東京。

⑨ 飯田泰三「書簡に見る福沢人物誌（第一七回）井上角五郎——福沢の朝鮮『開化』政略の担当者」、『三田評論』一〇八三、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、東京。

⑩ 都倉武之「明治一八年・井上角五郎官吏侮辱事件（1）密書提出経緯と裁判経過を中心に」、『近代日本研究』二四、慶應義塾福沢研究センター、二〇〇七年、東京。

3. 朝鮮に関する井上角五郎の名前を付した著述（『時事新報』掲載分）

井上角五郎の名前を付した朝鮮に関する著述（『時事新報』掲載分）としては次のものがある。

- ① 「朝鮮在留記」、『時事新報』⁽²⁾明一六、一・二二—二七、三・一—三、五…全一〇回
- ② 「遭難記事」、『時事新報』明一七、一二・一九—二〇…全二回
- ③ 「入韓日記 第一」、『時事新報』明一七、一二・三一…全一回
- ④ 「京城特報 第一」、『時事新報』明一七、一二・三一、明一八、一・一…全二回
- ⑤ 「京城特報 第二」、『時事新報』明一八、一・五…全一回
- ⑥ 「入韓日記 第二」、『時事新報』明一八、一・二二…全一回
- ⑦ 「京城特報 第三」、『時事新報』明一八、一・一二、一三…全二回
- ⑧ 「入韓日記 第三」、『時事新報』明一八、一・一三…全一回
- ⑨ 「京城特報 第四」、『時事新報』明一八、一・一五、一六…全二回

- ⑩ 「京城特報 第五」、「時事新報」明一八、一・一九、二〇…全二回
- ⑪ 「入韓日記 第四」、「時事新報」明一八、一・二八…全一回
- ⑫ 「豈にこれ不敬ならんや」、「時事新報」明一八、二・一七…全一回
- ⑬ 「朝鮮最近報」、「時事新報」明一八、三・一八…全二回
- ⑭ 「朝鮮国」、「時事新報」明一八、三・一九…全一回
- ⑮ 「朝鮮の騷擾」、「時事新報」明一八、三・二四…全一回
- ⑯ 「帰航日記」、「時事新報」明一八、三・二五、二六、二八、三〇、三一…全五回
- ⑰ 「京城雜記」、「時事新報」明一八、四・一―四、七、八、一〇、一一、一三、一六、一七、七・一一…全二回
- ⑱ 「朝鮮新たに三局を設く」、「時事新報」明一八、四・二…全一回⁽³⁾
- ⑲ 「渡航日記」、「時事新報」明一八、五・四、一二、二二…全三回
- ⑳ 「朝鮮日誌 第一 長崎にて」、「時事新報」明一八、一〇・三〇…全一回
- ㉑ 「朝鮮日誌 第二 仁川港にて」、「時事新報」明一八、一一・一四、一六…全二回
- ㉒ 「朝鮮日誌 第三」、「時事新報」明一八、一一・二五―二七、三〇、一二・一、五、八…全七回
- ㉓ 「朝鮮日誌 第四」、「時事新報」明一八、一二・一二、一四、一五…全三回
- ㉔ 「朝鮮日誌 第五」(欠)
- ㉕ 「朝鮮日誌 第六」、「時事新報」明一九、一・六一―九、一二…全五回
- ㉖ 「朝鮮日誌 第七」、「時事新報」明一九、二・六、一二…全二回

- ②7 「朝鮮日誌 第八」、「時事新報」明一九、三・六…全一回
- ②8 「朝鮮日誌 第九」、「時事新報」明一九、三・九、四・三、六…全三回
- ②9 「朝鮮日誌 第十」⁽⁴⁾、「時事新報」明一九、四・一六、六・一八…全二回
- ③0 「朝鮮日誌 第十一」、「時事新報」明一九、七・一〇…全一回
- ③1 「朝鮮日誌 第十二」、「時事新報」明一九、七・三一…全一回
- ③2 「朝鮮日誌 第十三」、「時事新報」明一九、八・一七、二〇、二三…全三回
- ③3 「朝鮮日誌 第十四」、「時事新報」明一九、九・七…全一回
- ③4 「朝鮮在留日誌 第十五」、「時事新報」明一九、九・二八、三〇…全二回
- ③5 「朝鮮在留日誌 第十六」、「時事新報」明一九、一〇・一、一一・一八…全二回
- ③6 「朝鮮在留日誌 第十七」、「時事新報」明一九、一〇・二一…全一回
- ③7 「朝鮮在留日誌 第十八」、「時事新報」明一九、一〇・二三、一一・六…全二回
- ③8 「朝鮮在留日誌」⁽⁵⁾、「時事新報」明一九、一一・一八…全一回
- ③9 「朝鮮在留日誌」⁽⁶⁾、「時事新報」明一九、一一・二四…全一回
- ④0 「朝鮮遊覧日誌」、「時事新報」明二〇、一・五一八、一〇―一三、一五、二〇、二二、二四、二八、三二、二・二一四、七、一〇、一二、一四、一八、二二、二六、二八、三・二一四、八、一〇、一五、一八、一九、二一…全三四回⁽⁷⁾
- ④1 「朝鮮国王退位の風説」、「時事新報」明二〇、二・二四…全一回
- ④2 「甲申事変の前後」、「時事新報」明四三、八・二四―二八…全五回

④3 「福沢先生の手記を読む」、『時事新報』明四三、九・一二…全一回

4. 井上角五郎が関わったと思われるが無記名の朝鮮著述

(「朝鮮京城通信」、『時事新報』)

『時事新報』掲載の井上角五郎の朝鮮に関する著述は、既に見たように前記3があるが、これ以外にも無署名だが「朝鮮京城通信」という見出しの連載記事の中に井上角五郎が関わったと思われるものがある。

理由は二点ある。第一は、明治一六年八月二一日付所載の「朝鮮京城通信」の冒頭に、「朝鮮漢城在留の井上角五郎君より達したる八月六日付の書状に曰く……御座候云々」とあるように、同日付の「朝鮮京城通信」が井上角五郎の書状をもとにしたものであることを明らかにしていること。第二に、井上角五郎は朝鮮政府の統理外衙門に雇用されていたので、朝鮮政府内に於いて機微に触れる情報に触れる機会があつたと考えられる。こうした日本人は井上角五郎ぐらいで、彼は前述の「井上角五郎自記年譜」において、差し障りのないニュースは署名入りで、差し障りのあるニュースは無署名で『時事新報』に発表したと述べていること。

「朝鮮京城通信」をすべて井上角五郎が執筆したとは断定できないが、参考までに取り上げておく。ちなみに、「朝鮮京城通信」以外にも「朝鮮京城近信」、「朝鮮京城近況」、「朝鮮近況」、「朝鮮京城特通信」、「朝鮮京城雑記」、「京城通信」などの見出しがある。

〔朝鮮京城通信〕（『時事新報』）

<p>明治一六年</p> <p>二・一〇 四・七、九―一三 五・四、五、七― 一、一七、二二 ―二六、二八、 二九、三一 六・一、六、三〇 七・二―四 八・二一 九・二九</p>	<p>明一七年</p> <p>一・二四、二五 二・二三、二五 四・一 五・二二、二三、 二四、二六 一・二六、二七</p>	<p>明一八年</p> <p>一・二八 二・五、六、一七 三・五、二四 五・七―九、一一― 一三、二二、二六 六・一―六、一〇、 一二、一三、一七 ―一九、二三、 二四、二七 七・一―三、七、八、 一〇、二〇―二三 八・三、三三 九・二、二九 一一・一二、二四</p>	<p>明一九年</p> <p>一・五、六 二・四 三・四、五、八、 三〇 七・二七、三〇 八・一六、二一 九・六、二五 一〇・一九 一一・六、一〇、 一一、二七</p>	<p>明二〇年</p> <p>二・九、二八</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

5. 朝鮮に関する井上角五郎の雑著

ここでは朝鮮に関する様々なテーマに論究した井上角五郎の著述を雑著として取り上げる。雑著は、大まかに分けて、A. 『交詢雑誌』掲載のもの（2―30）、B. 朝鮮経営に関するもの（30、32―34）、C. 金玉均等（甲申政変関係）に関するもの（31、35―38）、D. 『故紙羊存』掲載のもの（1、30―31）の四つに分けられる。

この中でAは、漢文と朝鮮語をマスターして現地に溶け込んだ井上角五郎が記録した現地情報であり貴重である。Cは井上角五郎自身が関わった金玉均らの甲申政変に関するものであるが、それまで公開された情報以外の物は呈示されていない。Dは井上角五郎の私家版著作集である。

- ① 「渡韓の目的」（明一五、一二）、『故紙羊存』第一、自家版、明四〇、四、東京。
- ② 「朝鮮紀聞」、『交詢雑誌』一五六、明一七、七・五、交詢社、東京。
- ③ 「朝鮮ニテ販酒ノ儀ニ付キ質問（尾張社員 大崎次郎八）」への『解答』、『交詢雑誌』一五七、明一七、七・一五、交詢社、東京。
- ④ 「朝鮮紀聞（続）」、『交詢雑誌』一五七、明一七、七・一五、交詢社、東京。
- ⑤ 「朝鮮紀聞（続）」、『交詢雑誌』一五八、明一七、七・二五、交詢社、東京。
- ⑥ 「朝鮮紀聞（続）」、『交詢雑誌』一五九、明一七、八・五、交詢社、東京。
- ⑦ 「朝鮮紀聞（完）」、『交詢雑誌』一六二、明一七、九・五、交詢社、東京。

- ⑧ 「朝鮮料理」〔朝鮮料理の質問 社員某〕への「答」、『交詢雑誌』一八四、明一八、四・一五、交詢社、東京。
- ⑨ 「朝鮮料理ノ答追加」、『交詢雑誌』一八八、明一八、五・二五、交詢社、東京。
- ⑩ 「朝鮮新たに三局を設く」、『交詢雑誌』一八九、明一八、六・五、交詢社、東京。
- ⑪ 「朝鮮国の冠婚」、『交詢雑誌』一九〇、明一八、六・一五、交詢社、東京。
- ⑫ 「親族」、『交詢雑誌』一九一、明一八、六・二五、交詢社、東京。
- ⑬ 「文科」、『交詢雑誌』一九一、明一八、六・二五、交詢社、東京。
- ⑭ 「文科（続き）」、『交詢雑誌』一九二、明一八、七・五、交詢社、東京。
- ⑮ 「文字」、『交詢雑誌』一九二、明一八、七・五、交詢社、東京。
- ⑯ 「居住」、『交詢雑誌』一九三、明一八、七・一五、交詢社、東京。
- ⑰ 「通貨」、『交詢雑誌』一九四、明一八、七・二五、交詢社、東京。
- ⑱ 「階級」、『交詢雑誌』一九四、明一八、七・二五、交詢社、東京。
- ⑲ 「区画」、『交詢雑誌』一九五、明一八、八・五、交詢社、東京。
- ⑳ 「宗教」、『交詢雑誌』一九七、明一八、八・二五、交詢社、東京。
- ㉑ 「惠商」、『交詢雑誌』一九八、明一八、九・五、交詢社、東京。
- ㉒ 「為替」、『交詢雑誌』一九九、明一八、九・一五、交詢社、東京。
- ㉓ 「朝鮮の言ひ伝へ」、『交詢雑誌』二二六、明一九、六・一五、交詢社、東京。
- ㉔ 「塵及び場」、『交詢雑誌』二二七、明一九、六・二五、交詢社、東京。

- ②5 「暦日」、『交詢雑誌』二二八、明一九、七・五、交詢社、東京。
- ②6 「京城の物価」、『交詢雑誌』二二三、明一九、八・一五、交詢社、東京。
- ②7 「朝鮮牛の義答」⁹、『交詢雑誌』二三七、明一九、一〇・五、交詢社、東京。
- ②8 「朝鮮事情雑誌」、『交詢雑誌』二五〇、明二〇、二・一五、交詢社、東京。
- ②9 「露国と朝鮮」、『交詢雑誌』四〇五、明二四、六・一五、交詢社、東京。
- ③0 「朝鮮改革ノ意見」、自家版、明二七。後に『交詢雑誌』四九九（明二七、二二・一五、交詢社、東京）に「朝鮮改革の意見」として、『故紙羊存』第一（自家版、明四〇、四、東京）に『朝鮮改革意見』として、加筆の上それぞれ収める。
- ③1 「嗚呼金玉均氏」（明三三、三・二八）。『故紙羊存』第一に収める。ただし、目次では「嗚呼」を欠いている。
- ③2 「滿韓の経営」、『実業世界 太平洋』二一一、明三七、六・一五、博文館、東京。
- ③3 「朝鮮合邦に就て」（表紙では「朝鮮の合邦に就て」となっている）、『雄弁』九、明四三、一〇・一、大日本圖書株式会社、東京。
- ③4 「朝鮮に於ける日本人の事業を評す」、『実業倶楽部』（『実業世界 太平洋』を改題）一一九、明四四、八・一、博文館、東京。
- ③5 「関係書類は何もない」、葛生玄暉（東介）編『金玉均』、大五、三・二八、民友社、東京。
- ③6 「朝鮮事変に就いて」、『講演』六五、昭四、二・二〇、東京講演会、東京。
- ③7 「朝鮮事変に就いて」『明治文化研究』五一四、昭四、四・一、明治文化研究会、東京。

③ 「金玉均君の回想（一）（三）」、『古筠』一、三、昭一〇、八、古筠会、東京。

6. 朝鮮に関する井上角五郎の単行書

ここでは朝鮮に関する井上角五郎の単行書（パンフレット類も含む）を取り上げる。

① 『漢城之残夢』

初版は一八九一（明治二四）年一〇月に私家版として出版され、第二版は春陽堂（東京市日本橋区通四丁目五番地）から同二四年二月一日に刊行された。その後、東陽堂（東京市日本橋区葦屋町）の『風俗画報』八四（明治二八年）に転載された。後に金玉均と朴泳孝の「序」と井上角五郎自身の「自序」を除いた本文が『故紙羊存』第一（明治四〇年四月）に収められた。井上角五郎の「自序」は、「漢城之残夢序言」として『故紙羊存』第二（明治四〇年八月）に収められている。

② 『張嬪 朝鮮宮中物語』

井上角五郎立案、福地源一郎手稿。庚寅新誌社（東京市京橋区鎗屋町一五番地）より、一八九四（明治二七）年一二月に刊行され、後に日本評論社の『明治文化全集』一三（昭和三年）に収められた。「序」は『故紙羊存』第二（明治四〇年八月）に「張嬪題言 其一」として収められている。

③ 『朝鮮改革ノ意見』

一八九四（明治二七）年一〇月に、井上馨が公使として朝鮮に赴任した際に井上角五郎が提言したものを、翌月の一一月に私家版で公刊した。後に、「朝鮮改革の意見」として、一八九四年一二月に『交詢雑誌』四九

九（交詢社）に発表し、『故紙羊存』第一（明治四〇年四月）に、「朝鮮改革意見」として収める。

④『渡韓視察ノ大要』

東京商工会議所、一九〇四（明治三七）年、東京。『故紙羊存』第二（明治四〇年八月）に、「渡韓視察の大要」として収める。

⑤『福沢諭吉先生の朝鮮御経営と朝鮮現代の文化とに就いて』（私家版）、一九三四（昭和九）年二月、東京。

⑥『金玉均君に就いて』、中央朝鮮協会、一九三七（昭和一二）年、東京。

おわりに

わずか三年間（一八八三—一八八六）の滞在にも拘わらず、井上角五郎が収集発信した朝鮮情報は相当な分量で、内容も新鮮で、多岐にわたっている。発表場所として多いのは、まず『時事新報』、続いて『交詢雑誌』で、いずれも慶應義塾系の言論媒体である。朝鮮に渡る際に福沢諭吉から朝鮮情報を送るよう指示を受けたことが大きく作用していると考えられる。一八八八年に官吏侮辱罪で服役した後は、金玉均等を中心とする甲申政変（一八八四年）関係のものが数点と雑著があるだけで、過去三年間の朝鮮での情報発信量に比べて遙かに少ない。

『時事新報』に発表した場合、記事には署名入りと無署名の二通りがある。署名入りでは差し支える記事は無署名で「朝鮮京城通信」などに書かれたようである。新聞記事として公表されなかった以外にも、井上角五郎はかなり頻繁に福沢諭吉に朝鮮の情報を送っていたようであるが、一八八八年に逮捕された時、朝鮮に関する

る資料は処分され、残っていないという（井上角五郎「関係書類は何もない」、葛生玄暲編『金玉均』、民友社、大正五年、東京）。

しかしながら、処分されたとはいえ、甲申政変前後の朝鮮の状況を知ろうとするとき、頼りになる資料の一つは間違いなく井上角五郎の朝鮮情報である。福沢諭吉の朝鮮論を検討しようとするときも同様である。今後更に井上角五郎その他の資料を発掘するとともに、活用することが望まれる。

注

- (1) 『時事新報』明治十六年一月二日付「朝鮮通信」。『時事新報』は、福沢諭吉が明治一五年に創刊した新聞。日曜日は休刊。
- (2) 本文中の「明一六、一・二二―二七」は、「朝鮮在留記」が『時事新報』の明治十六年一月二二、二三、二四、二五、二六、二七日付に掲載されたことを示す。
- (3) 『神戸又新日報』からの転載。甲申政変に関するもので、「遭難記事」（『時事新報』明一七、一一・一九―二〇…全二回）と重複。
- (3) 『交詢雑誌』一八九（明一八、六・五）掲載のものを一部省略して転載。なお、『交詢雑誌』は、福沢諭吉が一八八〇年（明治一三年）に創刊した言論雑誌（旬刊）。
- (4) 四・一六付は、「第十」を「第十一」と誤記。
- (5) 番号を欠く。
- (6) 番号を欠く。
- (7) 井上角五郎の私家版著作集とも称すべき『故紙羊存』の第三（山口四郎刊、東京、明治四一年三月三日）に収め

る。

(8) 『時事新報』 明一八、一・二〇付。

(9) 『交詢雜誌』 二三三の阿部孝助の質問に答えたもの(「朝鮮牛ノ義 質問 東京社員 阿部孝助」、『交詢雜誌』 二三三、明一九、八・一五)。